

「園芸施設共済の基準共済掛金率の算定方式」解説版

【解 説】

園芸施設共済の基準共済掛金率の算定方式の考え方（案）

平成24年4月1日以降に共済責任期間が開始する園芸施設共済の共済関係に適用する基準共済掛金率は、次により算定する。

1 基礎被害率・・・ d_h (①)

施設区分ごと、園芸施設共済の共済目的等による種別ごと及び農林水産大臣が定める地域ごとに、直近20年間の実績金額被害率を基礎とし、必要に応じて修正を行ったものを各年の基礎被害率とする。

2 基準共済掛金率・・・ P (②)

施設区分ごと、園芸施設共済の共済目的等による種別ごと及び農林水産大臣が定める地域ごとに、各年の基礎被害率の平均値を算定し、その平均値に対し園芸施設共済の積立金の水準を踏まえた所要の調整を行ったものを園芸施設基準共済掛金率とする。

【農林水産大臣が定める地域（料率地域）の設定条件】

基準共済掛金率の設定は、当該料率地域内における施設区分ごとの加入見込み棟数が一定数を下らない範囲（以下「棟数条件」という。）で行っているが、これは、園芸施設共済事業の収支相等が図られるよう基準共済掛金率の算定を適切に行うために、安定的な保険母集団を確保する必要があるためである（付属資料5参照）。

現在用いている棟数条件は、組合等の収支実態等を踏まえ、下表のとおりとなっている。

棟数条件

ガラス室Ⅰ類	50棟以上
ガラス室Ⅱ類	100
プラスチックハウスⅠ類	100
プラスチックハウスⅡ類	1, 500
プラスチックハウスⅢ類	150
プラスチックハウスⅣ類甲	50
プラスチックハウスⅣ類乙	50
プラスチックハウスⅤ類	50
プラスチックハウスⅥ類	350
プラスチックハウスⅦ類	50

【園芸施設基準共済掛金率（ P ）の算出方法】(②)

園芸施設基準共済掛金率（ P ）は、施設区分ごと、共済目的等による種別ごと及び料率地域ごとに、基礎被害率の平均値（ \overline{d}_{ijk} ）に対し園芸施設共済の積立金の水準を踏まえた所要の調整を行い算定する。

$$P_{ijk} = \overline{d}'_{ijk}$$

ここで

i : 施設区分

j : 園芸施設共済の共済目的等による種別

k : 料率地域

P_{ijk} : 基準共済掛金率

\overline{d}_{ijk} : 基礎被害率の平均

\overline{d}'_{ijk} : 基礎被害率の平均（ \overline{d}_{ijk} ）に所要の調整を行ったもの

【園芸施設再保険料基礎率甲（ $P_{S甲}$ ）の算出方法】（③～④）

- ・ 「1棟ごと」の政府責任分に係る再保険料率を算出するための基礎となる率を、次のとおり算定。

（1）基礎被害率（ d'_{h} ）の算出（③）

園芸施設基準共済掛金率（ P ）算定のための基礎被害率（ d_h ）のうち共済金額の3割を超える部分に対応する被害率を基礎被害率（ d'_{h} ）とする。

（2）園芸施設再保険料基礎率甲（ $P_{S甲}$ ）の算定（④）

園芸施設再保険料基礎率甲（ $P_{S甲}$ ）は、施設区分ごと、共済目的等による種別ごと及び料率算定地域ごとに基礎被害率（ d'_{h} ）の平均値（ $\overline{d'}$ ）から導き出される。

【園芸施設再保険料基礎率乙（ $P_{S乙}$ ）の算出方法】（⑤～⑧）

- ・ 「連合会ごとの年間超過損害歩合再保険方式」の政府責任分に係る再保険料率を算出するための基礎となる率を、次のとおり算定。

（1）基礎被害率（ D_h ）の算出

ア 連合会責任被害率（ d'_{2h} ）の算出（⑤）

連合会ごとに、1棟ごとの保険金の額（保険金の額が保険金額に30%を乗じて得た金額を超える場合はその乗じて得た金額）の合計額を経過総保険金額で除して算出。

（注）「経過総保険金額」とは、各年度ごとに、その年度中に保険責任が経過した部分に係る保険金額をいう。

イ 基礎被害率（ D_h ）の算出（⑥）

連合会ごとに、過去20年間の連合会責任被害率（ d'_{2h} ）を基礎被害率（ D_h ）とする。

（2）園芸施設通常標準被害率（ q ）の算出（⑦）

基礎被害率（ D_h ）の平均値に標準偏差の一定倍を付加することにより算定。

園芸施設通常標準被害率（ q ）を超える部分は異常事故として、その95%を政府が責任負担する。

（3）園芸施設再保険料基礎率乙（ $P_{S乙}$ ）の算出（⑧）

基礎被害率のうち園芸施設通常標準被害率（ q ）を超える部分の被害率の平均値（ $\overline{D'}$ ）から算定。